

2025年度東海大学医学部附属病院機関 「看護学生に対する松前奨学金」募集要項

1. 目的

東海大学建学の精神に立脚した、東海大学医学部附属病院機関の優秀な看護職員の養成に寄与するための奨学金制度です。

2. 奨学生の資格

看護師・助産師養成のための各学校に入学しようとする者、または在学中の者のうち、学業、人物ともに優れ、卒業直後、東海大学医学部附属病院機関(附属東京病院を除く)に勤務することを希望し、経済的支援を希望する者とします。

3. 奨学金貸与額

月額30,000円(年額 360,000円)

4. 奨学金貸与期間

奨学生に採用された学年から、修業年限終了時までとします。

5. 奨学金貸与方法

①2025年度に採用した学生は、貸与期間を採用した年(その年の4月まで遡及できる)より修業年限までとし、初回は2026年2月下旬頃に1年分を貸与します。次年度以降は毎年度2回に分けて貸与(原則4月～9月分を4月下旬頃、10月～3月分を10月下旬頃)します。

修業年限最終学年に奨学生として採用した学生の貸与期間は、当該学年の10月からの期間とし、2026年2月下旬頃に半年分を貸与します。

②各個人口座に振込

③振込先は、「三菱UFJ銀行」指定です。ただし、支店は限定しません。

また、口座名義人は**奨学生本人**とし、氏名、振込先(支店・口座番号など)に変更が生じた場合は、奨学金の振込が出来なくなりますので、事務部事務課(人事)松前奨学金担当に必ず申請し、変更の手続きを行ってください。

6. 奨学金制度応募時提出書類

①2025年度東海大学医学部附属病院機関「看護学生に対する松前奨学金願書」

1) 楷書で記入してください。

2) 黒のペンもしくはボールペンで記入してください。鉛筆・消えるボールペンは不可です。

3) 顔写真(縦4cm×横3cm、無帽、正面、単身胸部上)を貼付してください。

4) 本人及び連帯保証人の氏名は、それぞれ自筆署名し、異なる朱肉印で捺印してください。

シヤチハタは不可です。

5) 訂正する場合は、2本線を引きその上に氏名捺印と同じ朱肉印で捺印してください。修正液・修正テープを使用した場合は、再提出となります。

②推薦書(所定書式)

③在学証明書コピー、または入学許可証(合格通知書など、合格を証明できる書類)の写し
※提出不可の方は、新規募集の対象外となります。

④成績証明書

※看護師養成のための学校に在学中の方は、成績証明書が提出できない場合、新規募集の対象外となります。

7. 選考方法について

書類選考・面接

※面接試験は原則対面ですが、東京都・神奈川県以外にお住まいの方はオンライン受験も対応いたします。

8. 選考結果について

メール(願書に記載された本人のメールアドレス)にて通知します。

「go-nurse@tokai.ac.jp」からの配信メールを受け取れるよう、各自設定をお願いいたします。

9. 奨学生採用決定後提出書類

選考結果通知の際、奨学生採用者には事務局から以下①・②をメールにて送付いたします。下記の書類の提出をもって、奨学生として貸与を受けることを承諾したものとみなします。

- ①誓約書(所定書式)
- ②看護学生に対する松前奨学金 振込先届(所定書式)
- ③通帳コピー(または、銀行コード・支店コード・口座番号を確認できる資料のコピー)

10. 奨学金の休止・再開

奨学生が休学した場合、やむを得ないと認められた事由においては奨学金の貸与を休止します。復学した場合は、修業年限内に限り、奨学金の貸与を再開します。

11. 奨学金の中止

次の項目に該当した場合は、奨学金の貸与を中止します。

- ①東海大学医学部付属病院機関への就職意志がなくなったとき(卒業年度に実施する専任看護職員採用試験への受験意志がなくなったとき)
- ②学業成績又は、素行が不良になったと認められるとき。
- ③奨学金を必要としなくなったとき。
- ④その他奨学金貸与中止要件が生じたとき。

12. 奨学生の取り消し

次に該当した場合は、奨学生の取り消しを行い、それまで貸与された奨学金は、事由が発生した日が属する月の、翌月末日までに一括返還していただきます。

- ①修業年限で卒業出来なかったとき。
- ②転部科、退学、除籍により学籍を失ったとき。
- ③願書に虚偽の記入をしたことが判明したとき。

13. 奨学金の返還とその方法

奨学生が奨学金の貸与を終了したときは、奨学金を当該事由に該当した日が属する年度末までに一括返還か、月額30,000円もしくは卒業後年2回、4年以内で月額60,000円の額を9月及び3月に分割返還することとなります。方法は下記のとおりです。

但し、下記14または15に該当した場合は、奨学金は返還猶予または返還免除となります。

①一括返還事由

- 1) 上記12に該当した場合
- 2) 卒業直後、一括での返還を申請する場合
- 3) 卒業直後、東海大学医学部付属病院機関の看護職員として採用され返還猶予を希望した者で、返還猶予期間中に退職した場合
- 4) その他、奨学金を一括で返還しなければならない事由が発生した場合

<一括返還方法>

事由が発生した日が属する月の翌月末日までに本学奨学金指定口座への振込となります。

②分割返還の選択が可能な事由

- 1) 卒業直後、分割での返還を申請する場合
- 2) 上記11の奨学金の中止事由に該当するとき。
- 3) 卒業年度に受験した看護師国家試験に不合格となったとき。
- 4) 医学部付属病院機関に専任看護職員として採用され、奨学金の返還猶予の適用を希望しなかったとき。
- 5) 卒業年度に実施した専任看護職員採用試験において不採用になったとき。

<分割返還方法>

下記のどちらかの方法を選択し、年2回<9月28日、3月28日(銀行休業日の場合は翌営業日)>それぞれ6か月分の金額を本学奨学金指定口座に振込することになります。

- 1) 月額 30,000円返還(1回の振込額180,000円)
- 2) 月額 60,000円返還(1回の振込額360,000円)

14. 奨学金の返還猶予及び返還猶予期間

卒業直後、東海大学医学部付属病院機関の専任看護職員として採用され、奨学金の返還猶予を希望する者。

<返還猶予期間>奨学金貸与期間に相当する期間

15. 奨学金の返還免除

卒業直後、東海大学医学部付属病院機関の看護職員として採用され、奨学金の返還猶予を希望する者が、奨学金の貸与期間と同じ期間在職した場合には、「看護学生に対する松前奨学金返還免除願」を提出することにより奨学金の返還を免除します。

但し、在職期間は、病気休暇、産前・産後休暇、育児休業、介護休業、退職などの労務を提供できない期間を除くものとします。

また、返還猶予期間中に退職したときには、在職した期間に返還すべき奨学金相当額(30,000円/1か月)を返還免除し、残額は退職月の翌月末日までに一括返還することとなります。

16. 応募書類提出先及び問い合わせ先

東海大学医学部付属病院 事務部事務課(人事)松前奨学金担当

担当:高木、林

住所:〒259-1193 神奈川県伊勢原市下糟屋143

TEL:0463-92-5051(直通) E-mail:go-nurse@tokai.ac.jp

17. その他

1) 奨学生は、「看護学生に対する松前奨学金規程」を遵守し、その責務をはたすことはもとより、誠実にその義務を履行しなければなりません。万が一、「看護学生に対する松前奨学金規程」に違反した場合は、指定の期日までに、貸与した奨学金の全額を一括返還しなければなりません。

2) 本奨学金は東海大学医学部付属病院機関への就職を保証するものではありません。

※提出書類等の情報は、奨学生決定及び奨学金貸与業務(返還・返還猶予・返還免除を含む)のために利用し、目的の適正な範囲内において、情報を学内、金融機関等に必要に応じて提供されますが、それ以外の目的には利用されません。

以 上